



島根県報

令和3年1月12日(火)
第173号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【規則】

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (農村整備課) 2

【告示】

指定施業要件の変更予定保安林(2件) (森林整備課) 2

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (農業経営課) 3

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水産課) 4

都市計画の変更案の縦覧 (都市計画課) 9

公布された条例等のあらまし

◇島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

1 規則の概要

島根県土地改良財産の処分に関する条例の規定による土地改良財産の無償譲渡に關し、対象となる事業を追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月12日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第1号

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則（平成8年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (42) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年28農振第2275号）に基づく事業
- (43) 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年29農振第2702号）に基づく事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

島根県告示第15号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年1月12日

島根県知事 丸山達也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町大字馬野原278

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第16号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年1月12日

島根県知事 丸山達也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町大字南佐木254-3、663-4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和3年1月12日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
松江市東長江町421番	田	2,268

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和3年3月1日	権利の始期から令和8年3月31日まで	22,680

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和3年1月27日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課農業企画グループ

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「旧法」という。）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐろ」について、令和2年12月24日付けで次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和3年1月12日

島根県知事 丸山達也

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間：令和2年4月～令和3年3月)

令和2年3月27日	公表
令和2年6月4日	一部改正
令和2年7月3日	一部改正
令和2年11月12日	一部改正
令和2年12月24日	一部改正

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄釣漁業、一本釣漁業及び定置漁業により漁獲され、本県における同資源の漁獲量は、平成19年から令和元年までの間、年間39トンから305トンで推移しており、年変動は大きいものの、本県にとって重要な資源となっている。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国が定める第6管理期間に係る海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずる。
- (3) 本県の知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、くろまぐろの採捕実績の的確な把握に努める。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずる。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- (5) これらのはか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者の自主的取り決めを後押しし、本県の管理措置と相まった漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

	管理の対象となる期間	知事管理量	留保枠
30キログラム未満のくろまぐろ (以下「小型魚」という。)	第6管理期間（令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで）	107.7トン	うち2.9トン
30キログラム以上のくろまぐろ (以下「大型魚」という。)	第6管理期間（令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで）	33.6トン	うち1.2トン

注1 留保枠については、くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、事前に海区漁業調整委員会に諮りその了解を得た方法により知事が配分する。

注2 農林水産大臣により知事管理量が増加された場合には、追加分を一旦留保枠に加える。ただし、くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領（平成31年3月25日付け30水管第2795号水産庁資源管理部長通知）に基づく配分量の融通の結果、知事管理量が変更された場合は、この限りでない。

注3 小型魚の知事管理量のうち10.8トンは、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれがあると認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更する。

2 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 本県の採捕の種類別の数量（以下「割当量」という。）は、下表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
定置漁業の割当量	30.5トン	32.4トン

くろまぐろ承認漁業の割当量	73.3トン	
その他の漁業の割当量	1.0トン	

注1 「定置漁業」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）第4条第11号に規定する小型定置漁業及び漁業法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業（定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間、小型魚及び大型魚の漁獲実績があるものに限る。）をいう。

注2 「くろまぐろ承認漁業」とは、日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。

注3 「その他の漁業」とは、定置漁業及びくろまぐろ承認漁業以外の漁業並びに公的研究機関が実施する調査研究による採捕をいう。

注4 くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

注5 くろまぐろ承認漁業に係る小型魚の割当量のうち10.8トンは、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

(2) 本県の期間別の数量は、以下の管理措置を行うため定めない。

ア 定置漁業

管理期間を通じて、経営体ごとに漁獲上限の目安を設定する。

イ くろまぐろ承認漁業

管理期間を通じて、隠岐又は本土の別に漁獲上限の目安を設定し、それぞれの残量が少なくなった段階で、漁業協同組合等が地区単位での漁獲調整を行う。

ウ その他の漁業

くろまぐろを目的とした操業を行わず、混獲した場合は放流に努める。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が小型魚又は大型魚の別に採捕の種類ごとの各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに旧法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

ア 各漁業協同組合は、急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	採捕の種類	報告基準
漁業協同組合 J F しまね 美保関支所 島根町支所 恵曇支所 平田支所 大社支所 大田支所 浜田支所 益田支所 西郷支所 浦郷支所	定置漁業	支所の1経営体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕
	くろまぐろ承認漁業	支所の1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕
	その他の漁業	支所の1日当たり100キログラムを超える量の採捕
海士町漁業協同組合	定置漁業	漁業協同組合全体で1日当たり300キログラムを超える

		量の採捕
	くろまぐろ承認漁業	漁業協同組合全体で1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕
	その他の漁業	漁業協同組合全体で1日当たり100キログラムを超える量の採捕

イ アの本県への一報は、以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
漁業協同組合 J F しまね	各漁業者は、所属支所の担当者に電話連絡	担当者は、所属支所長に電話連絡	・漁業協同組合（漁業協同組合 J F しまねにあっては、支所長）は、本県水産課にFAX連絡
海士町漁業協同組合	各漁業者は、漁業協同組合の担当者に電話連絡	担当者は、参事に電話連絡	・本県は、送信者に受信連絡

注1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

注2 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む。）を別に定めるものとする。

ウ アの緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

また、本県は、当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> 当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量入網があった旨を緊急連絡 当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者は生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放及び臨時休漁、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施
くろまぐろ承認漁業	<ul style="list-style-type: none"> 当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡 当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛及び混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施
その他の漁業	<ul style="list-style-type: none"> 当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡 当該漁業において、漁業者は引き続きくろまぐろを目的とした操業を行わないことを徹底し、混獲した場合は生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施

エ 本県は、本県の採捕の数量が2に定める知事管理量の7割を超え、1日当たり1トンを超える採捕の数量報告があった場合には、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

ア 本県は、旧法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認めるとして、本県の2又は3の数量の7割を超える、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表する。

イ また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の7割を超える、又はそのおそれがあると認め

る時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。

この際、当該公表がされた時点で本県のアの公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県のアの公表とする。

(3) 早期是正措置

本県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに旧法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の管内の漁業者等に対し講ずる。

ア 定置漁業

割当量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ くろまぐろ承認漁業（養殖種苗用の採捕を目的とするものに限る。）

割当量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ くろまぐろ承認漁業（イ以外のもの）

割当量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

エ その他の漁業

割当量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

ア 本県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は、国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は、国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ、テレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

採捕の停止命令について

(1) 2に定める知事管理量

本県の採捕の数量が、2に定める知事管理量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、旧法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 3に定める採捕の種類別の数量

本県の採捕の種類別の数量が、3に定める採捕の種類別の数量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、旧法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(3) 全国数量

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれがあると認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更となることから、当該公表の時点で、旧法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

遊漁をする者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県の知事の採捕の停止命令（旧法第10条関係）が出された際は、本県沖合の海面で遊漁をする者に対し、採捕の停止に係る指導を行う。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとしているので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和3年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市西浜佐陀町、古曾志町、西谷町、古志町、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、法吉町、西持田町、東持田町、下東川津町、上東川津町、西尾町、東津田町及び矢田町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び松江市歴史まちづくり部都市政策課

4 縦覧期間

令和3年1月12日から同月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）